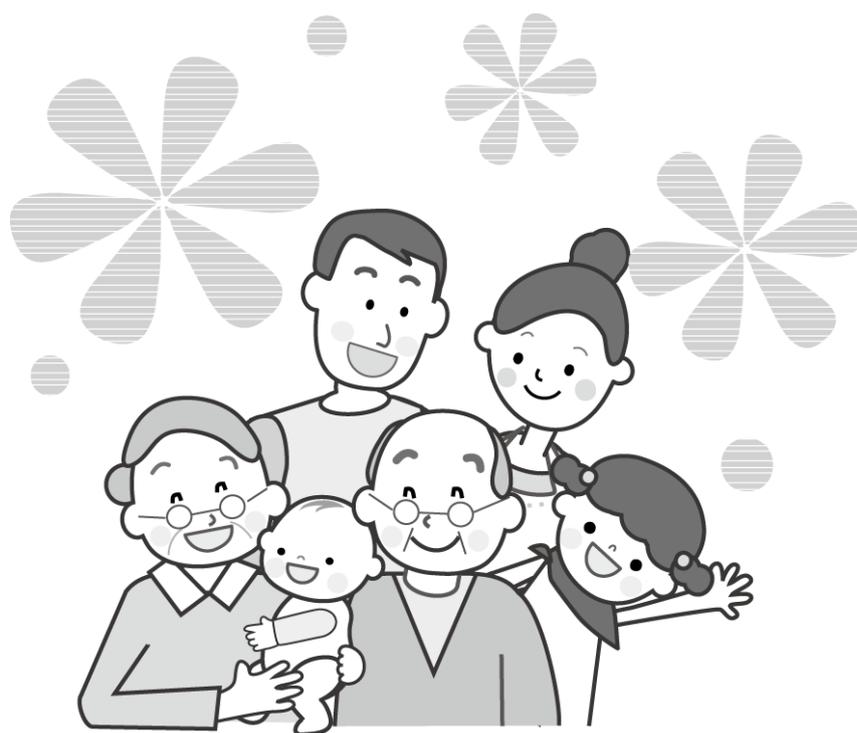


第5期吉川市高齢者福祉計画

・介護保険事業計画

【平成24～26年度】



平成24年3月

吉川市

第5期吉川市高齢者福祉計画

・介護保険事業計画

【平成24～26年度】

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 背景と目的	1
第2節 計画の法的根拠	1
第3節 計画期間	1
第2章 計画の基本理念と基本的方向	2
第1節 基本理念	2
第2節 基本目標	3
第3節 日常生活圏域の設定	6
第3章 高齢者人口などの推計	7
第1節 人口の推計	7
第2節 要介護（要支援）認定者数の推移	8
第3節 介護保険サービスの実利用者数の推移	8
第4章 アンケート調査結果から見た高齢者の現況	9
第1節 調査の概要	9
第2節 調査結果からの課題と解決の方向性	10
第5章 目標に向けた取組み	14
第1節 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進	14
第2節 健康づくりと介護予防の推進	16
第3節 地域生活を支える介護サービスの提供	19
第4節 地域包括ケアの推進	30
第5節 だれもが暮らしやすいまちづくり	34
第6節 計画の円滑な推進	40
第6章 重点施策	47
資料編	
I 計画の策定の経過等	49
II 吉川市介護福祉推進協議会要綱	50
III 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿	51
IV 用語解説	52

第1章 計画策定の趣旨

第1節 背景と目的

わが国の高齢化は急速に進展し、平成23年4月における高齢化率は23.2%となっており、超高齢社会を迎えました。また、推計によると、平成50年（2038年）には36.6%と3人に1人が高齢者という状況が予測されています。

吉川市においては、平成23年4月現在で高齢者人口は11,384人、高齢化率は17.1%と全国平均に比べ低くなっていますが、団塊の世代の方たちが65歳に到達しつつあることから、今後はより急速に高齢化が進むことが想定されています。

このような状況の中、介護を必要とする方や高齢者福祉サービスを利用される方の増加が見込まれます。

第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第5期計画」と言います）は、高齢社会における介護保険制度の円滑な推進を図る施策と併せ、高齢者福祉施策の推進と見直しを行うことにより一体的な計画を作成し、その施策を推進することにより、高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指すものです。

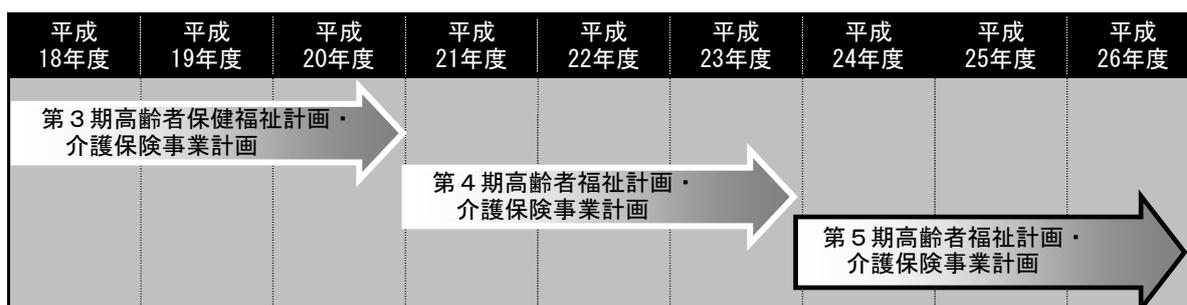
第2節 計画の法的根拠

吉川市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定される市町村介護保険事業計画として、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものです。

また、吉川市高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定される市町村老人福祉計画として策定するものです。両計画は互いに調和がとれたものとする必要があるため、「吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

第3節 計画期間

第5期計画は、戦後のベビーブーム世代が65歳以上になる平成27年（2015年）の高齢者介護の姿を念頭において、平成18年度に行われた介護保険制度全般の見直しを受け、平成26年度の目標に向けての最終段階の位置付けとして、平成24年度から平成26年度までの計画とします。



第2章 計画の基本理念と基本的方向

第1節 基本理念

第5次吉川市総合振興計画（平成24年度～平成33年度）では、まちづくりの目標のひとつとして、「元気・健やか・幸せのまちづくり」を掲げ、市民の主体的な参加と連携に支えられた地域社会の形成を目指しています。

また、吉川市地域福祉計画において、「互いを認め合い 支え合いの輪を広げ 地域のきずなを育む」を共通の基本理念として定め、地域福祉の視点を示しています。

今後、高齢化がさらに進展する中で、すべての高齢者が、住みなれた地域で個人として尊厳が重んじられ、健康で安心して暮らしていける社会システムをつくることが求められています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、今後の高齢化を見据え「地域包括ケアシステム」の構築を念頭に置いて、高齢者福祉施策や介護保険事業のさらなる充実が必要です。

そのために、吉川市に住むすべての高齢者に関する施策を推進するにあたり、市民と行政が共有すべき基本理念を次のとおり定めます。

「基本理念」

高齢者が住みなれた地域で、
健康で安心して暮らせるまちをつくる

高齢者や地域の人々が参加して、
地域全体で支えあうまちをつくる

高齢者が個人としての尊厳を重んじられ、
その人らしい生活をおくることができるまちをつくる

第2節 基本目標

第5期計画では、次の6つの基本目標を掲げます。

基本目標1 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進

高齢者が自分の能力を活かし、また、様々な地域活動に参加することで、生きがいや楽しみをもって暮らすとともに、地域福祉活動の担い手となるなど、地域で支え合う社会の実現を目指します。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢になっても、健康でいきいきとした生活を送ることは、本人・家族・地域共通の願いです。そのために、生涯を通じて心身ともに健やかに自立した生活ができるよう、健康づくりや介護予防を推進します。

基本目標3 地域生活を支える介護サービスの提供

介護保険制度は、その開始から10年が経過し、介護を必要とする高齢者などを社会全体で支える制度として定着してきました。よりきめ細かなサービスを提供していくために、介護環境の整備やサービスの質の向上に努めます。

基本目標4 地域包括ケアの推進

介護が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた地域で自立した生活が営めるよう、必要な介護や医療、生活支援が受けられる地域の仕組みづくりに取り組みます。

基本目標5 だれもが暮らしやすいまちづくり

高齢期になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりの日常生活を支える安全安心なまちづくりを進めます。

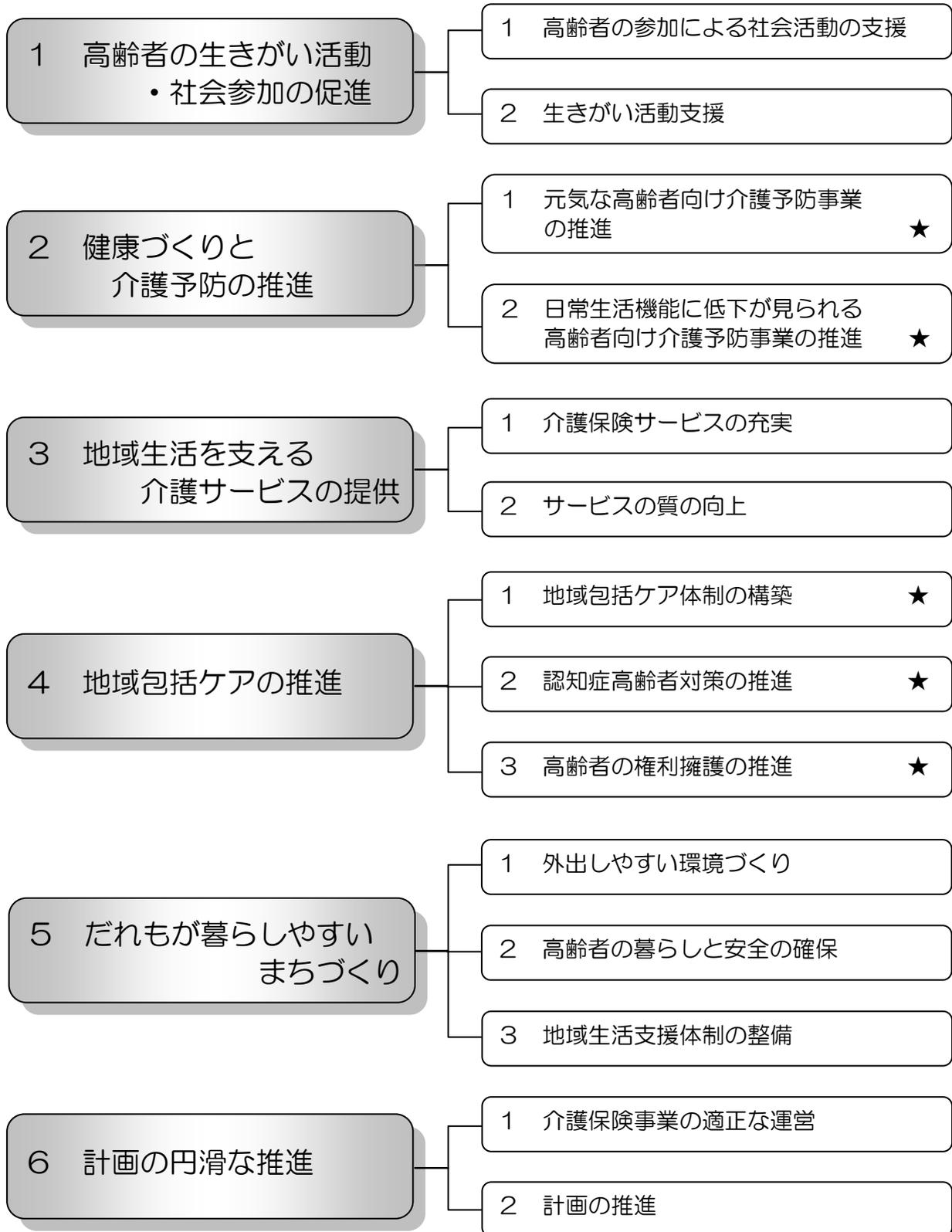
基本目標6 計画の円滑な推進

市民から信頼される介護保険制度であるために、安定的かつ継続的な事業運営を行い、第5期計画の円滑な推進に努めます。

施策の体系

【基本目標】

【施策】



★印は第5期計画の重点施策

基本目標1 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進

施策	個別施策・サービス
1 高齢者の参加による社会活動の支援	(1) 老人クラブ活動の支援 (2) 地域交流の促進 (3) シルバー人材センターの支援
2 生きがい活動支援	(1) 生涯学習活動の支援 (2) スポーツ、レクリエーション活動の充実 (3) 老人福祉センターの充実

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

施策	個別施策・サービス
1 元気な高齢者向け（一次予防対象者）介護予防事業の推進	(1) いきいき運動教室の充実 (2) 地域包括支援センターによる介護予防事業の実施 (3) ふれあい・いきいきサロンの促進 (4) 介護支援ボランティア制度の推進 (5) 地域型介護予防事業の創設
2 日常生活機能に低下が見られる高齢者向け（二次予防対象者）介護予防事業の推進	(1) 二次予防事業の充実 (2) ふれあい・いきいきサロンの促進（再掲）

基本目標3 地域生活を支える介護サービスの提供

施策	個別施策・サービス
1 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービス (2) 地域密着型サービス (3) 施設サービス
2 サービスの質の向上	(1) 介護支援専門員の支援 (2) 制度情報、事業者情報の提供 (3) 介護相談員派遣の推進 (4) 介護従事者の確保・育成

基本目標4 地域包括ケアの推進

施策	個別施策・サービス
1 地域包括ケア体制の構築	(1) 地域包括支援センターの充実 (2) 地域包括ネットワークの充実 (3) 医療と介護の連携強化
2 認知症高齢者対策の推進	(1) 認知症予防と相談体制の充実 (2) 認知症サポーターの養成 (3) 家族介護者支援の充実
3 高齢者の権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進 (2) 虐待防止に向けた取組みの推進 (3) 福祉サービス利用援助事業の推進

基本目標5 だれもが暮らしやすいまちづくり

施 策	個別施策・サービス
1 外出しやすい環境づくり	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 外出、移動の支援 (3) 公共交通機関の整備
2 高齢者の暮らしと安全の確保	(1) 災害時要援護者の支援 (2) 消費者被害・詐欺防止活動の充実
3 地域生活支援体制の整備	(1) 生活支援サービスの充実 (2) 施設福祉サービスの充実 (3) 相談体制の充実 (4) 見守りネットワークの充実

基本目標6 計画の円滑な推進

施 策
1 介護保険事業の適正な運営
2 計画の推進

第3節 日常生活圏域の設定

平成18年度の介護保険制度の改正により、高齢者が住みなれた地域で生活を継続するためのサービスを整備する基準として「日常生活圏域」という概念が導入されました。

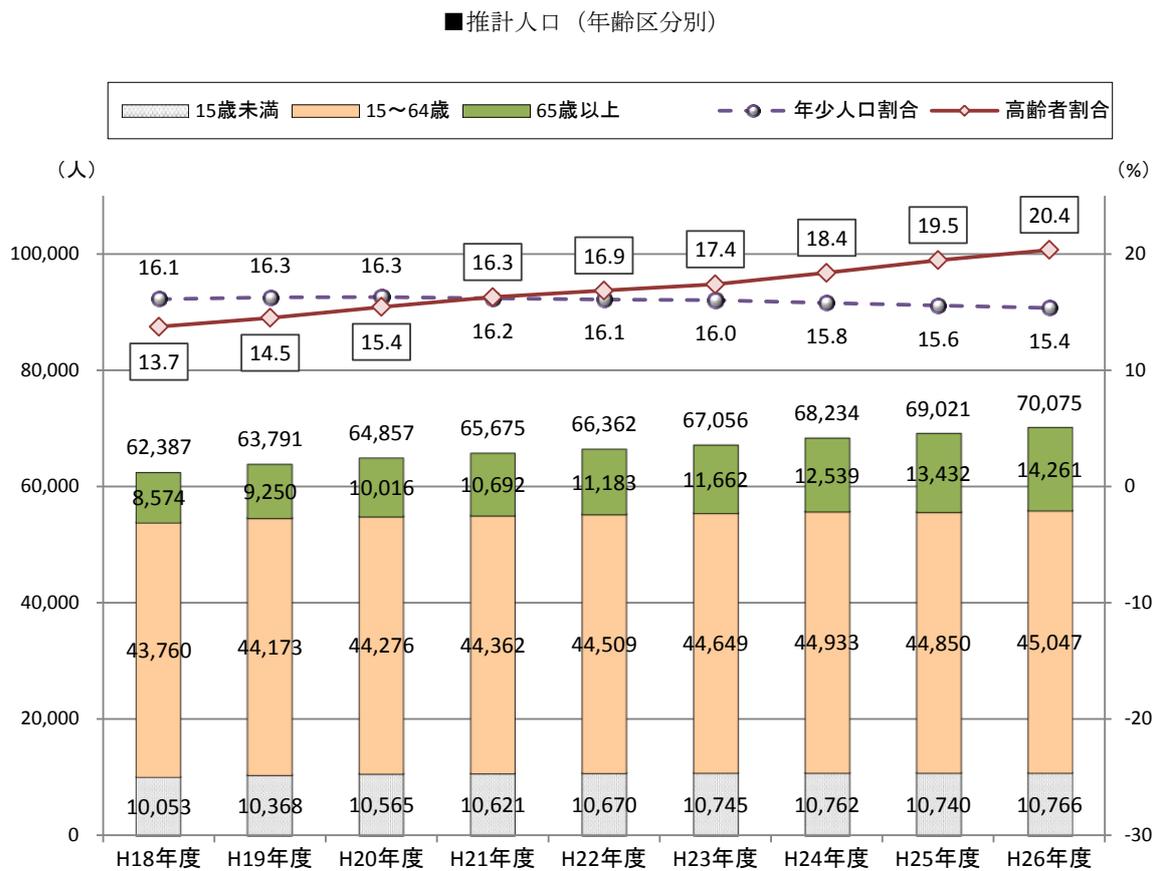
吉川市では、高齢者の生活の継続性などから総合的に判断し、3圏域と設定してきました。

第5期計画においても、引き続き3圏域とし、吉川市の地域包括ケアに取り組みます。

第3章 高齢者人口などの推計

第1節 人口の推計

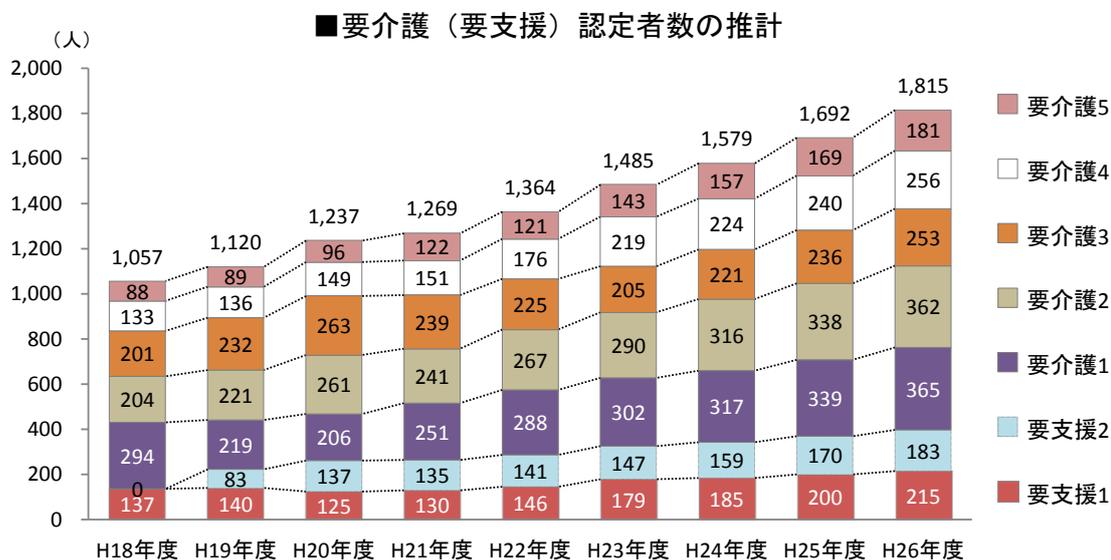
吉川市の人口は平成23年度の67,056人から増加傾向で推移し、平成26年度には70,075人（4.5%増）となるものと推計されます。65歳以上人口は平成23年度の11,662人から平成26年度の14,261人へと2,599人（22.3%）増加し、高齢化率も3ポイント上昇して20.4%となる見込みです。



※ 第5次吉川市総合振興計画による推計。平成23年度までは実績、各年度10月1日現在。平成24年度以降は推計値。

第2節 要介護（要支援）認定者数の推移

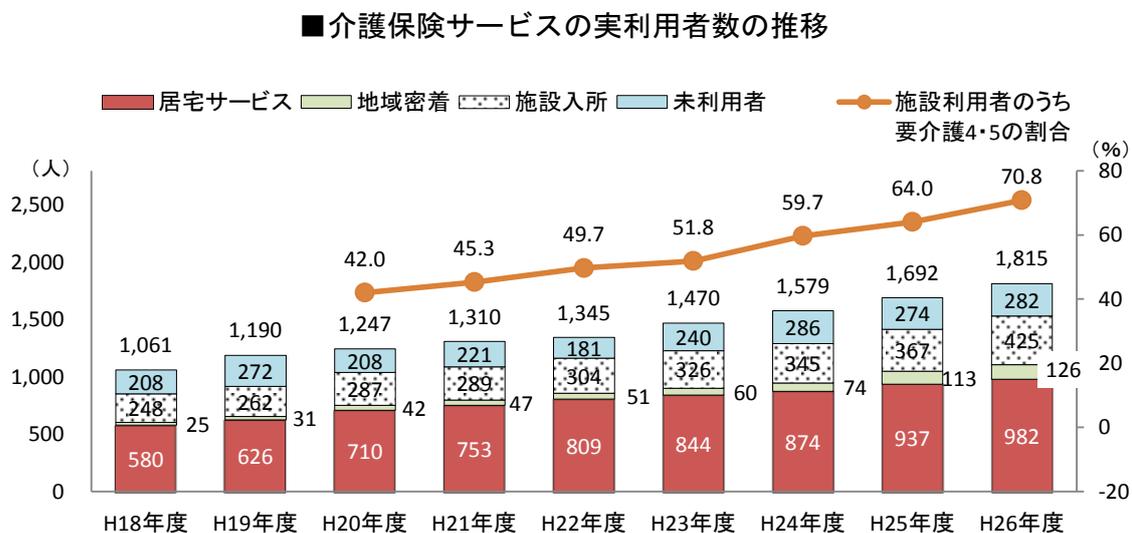
平成23年度の1,485人に対し、第5期計画の最終年度の平成26年度には1,815人と1.2倍に増える見込みです。



※ 平成23年までは実績、各年10月1日現在。平成24年以降は推計値。

第3節 介護保険サービスの実利用者数の推移

平成26年度の要介護認定者1,815人のうち、各サービスの利用者の割合は居宅サービスが54%、地域密着型サービスが7%、介護保険施設が23%、未利用者が16%となる見込みです。また、介護保険施設利用者に占める重度者（要介護4・5）の割合について、国は「平成26年度に70%以上」という参酌標準を示しており、吉川市では70.8%となる見込みです。



※ 平成23年までは実績（国保連給付情報データによる年間平均）、平成24年以降は推計値。

第4章 アンケート調査結果から見た高齢者の現況

第5期計画策定にあたり、現在の健康状態・日常生活の状況や高齢者福祉事業・介護保険事業に対する市民の意見・要望などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

第1節 調査の概要

1 調査方法

調査の対象	①介護保険居宅サービスを利用している方を742人抽出。 ②上記以外の65歳以上の高齢者の方を無作為に1,000人抽出。 ③吉川市内の居宅サービス利用者を担当している介護支援専門員40人を抽出。
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成23年3月4日～3月31日

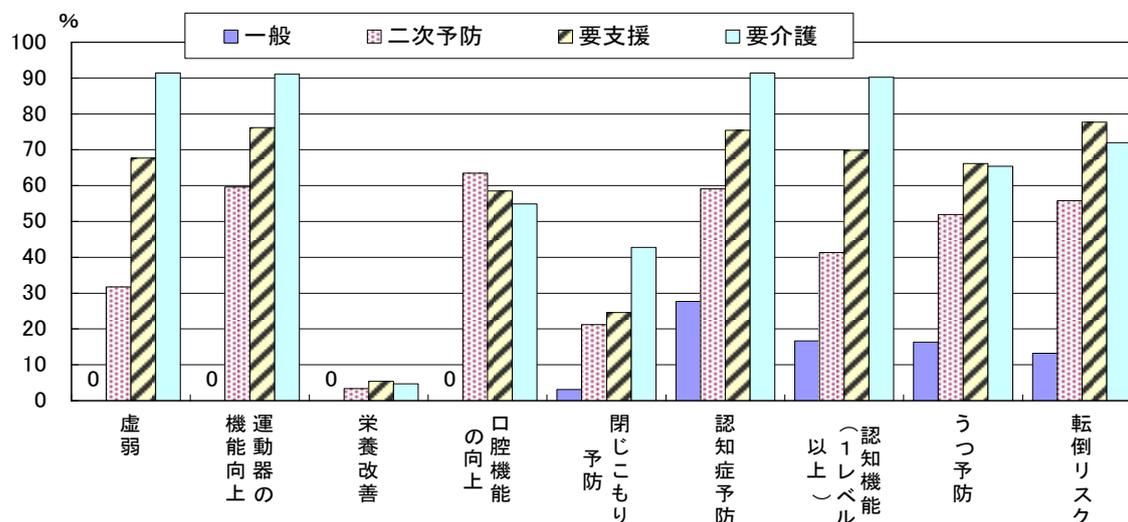
2 回収状況

種類	配布数	回収数	回収率
①居宅サービス利用者	742票	417票	56.2%
②65歳以上の高齢者	1,000票	626票	62.6%
③介護支援専門員	40票	20票	50.0%

3 生活機能判定項目ごとの集計結果

本調査における調査票には、「生活機能評価の基本チェックリスト」をはじめ、高齢者の生活機能などの状況を判定する設問を含んでいます。居宅サービス利用者・65歳以上の調査における回答を一体的に再集計した生活機能判定項目ごとの集計結果は以下のとおりです。

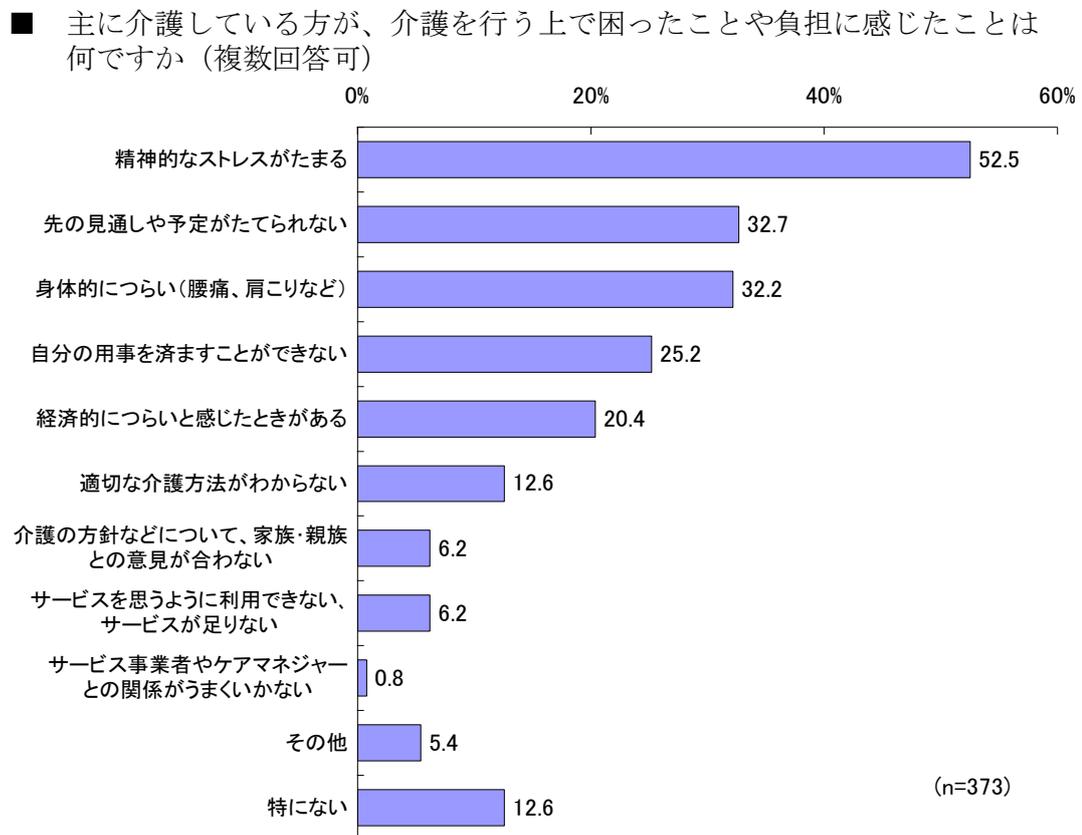
■基本チェックリストに基づく生活機能判定項目ごとの該当者割合



第2節 調査結果からの課題と解決の方向性

(1) 世帯や介護者の状況

- 居宅サービス利用者の3割、65歳以上高齢者の5割近くが「ひとり暮らし」または「高齢夫婦のみ世帯」である。【居宅サービス利用者調査・65歳以上の高齢者調査】
- 介護者の年齢は60歳以上が全体の6割、そのうち70歳以上が半数以上となっており、世帯の高齢化に伴い高齢者が高齢者を介護する老老介護の現状が顕在化している。【居宅サービス利用者調査】
- 介護を行う上で困ったことや負担に感じたことは、「精神的なストレスがたまる」が5割強、「先の見通しや予定がたてられない」、「身体的につらい（腰痛、肩こりなど）」がともに3割強、「自分の用事を済ますことができない」が2割台半ばなどである。【居宅サービス利用者調査】



解決の方向性

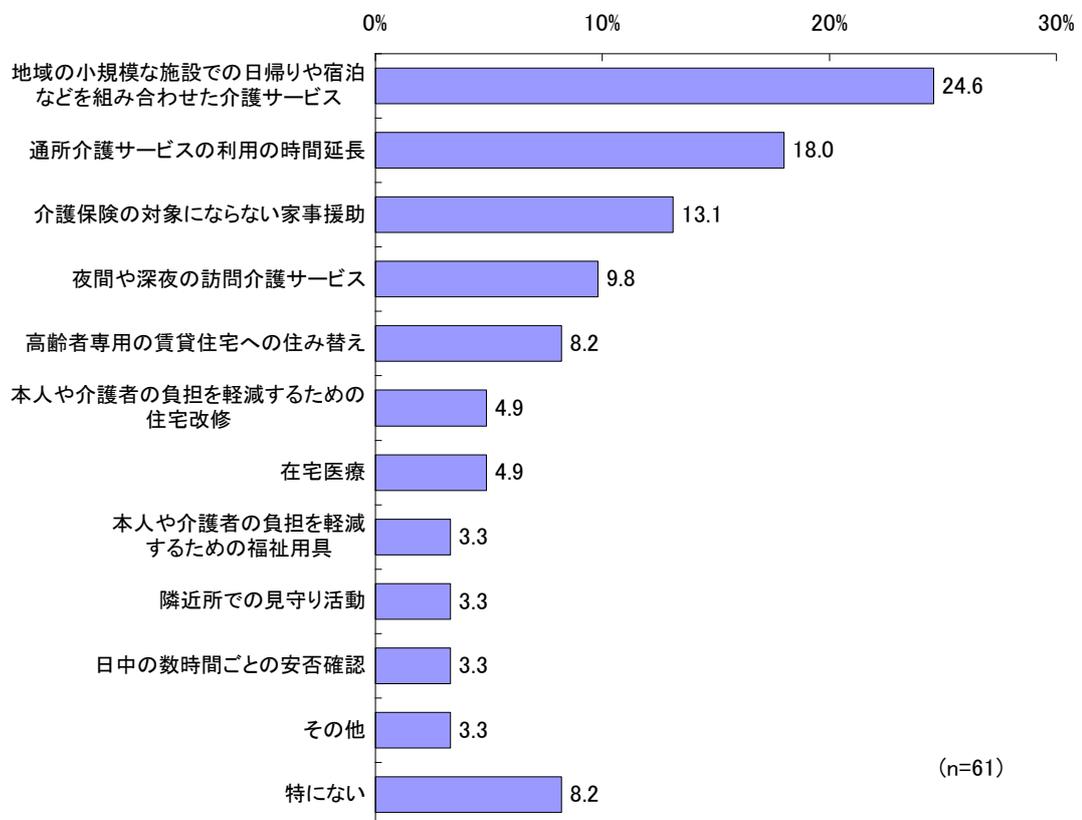
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など、世帯の高齢化に伴う老老介護などに対応した支援が必要である。

①介護が必要になっても「自宅介護」の希望が多い

○「できるかぎり自宅（家族）で一緒に過ごしたい」「本人が施設入所を希望していない」などの理由から、「施設への入所（入院）の意向はない」とする方の割合は5割弱である。
【居宅サービス利用者調査】

○自宅で介護を続けるとした場合、現在不足しているサービスとしては、「地域の小規模な施設での日帰りや宿泊などを組み合わせた介護サービス」が2割台半ば、「通所介護サービスの利用の時間延長」が2割弱、「介護保険の対象にならない家事援助」が1割強などが挙げられている。【居宅サービス利用者調査】

■（介護保険施設などに入所（入居）の申し込みをしている回答者限定設問）
仮に、施設入所を希望しないで居宅で介護を続けるとした場合、現在不足しているサービスはどのようなサービスですか（複数回答可）



解決の方向性

家族介護者が一時的に介護から離れ息抜きすることや、介護者の状態を含めた介護サービスの柔軟な供給、家事援助サービスによる介護負担の軽減など、在宅介護を支援する施策の充実が必要である。

また、地域医療、隣近所で見守る仕組みなど、在宅介護を支える体制の充実に取り組む必要がある。

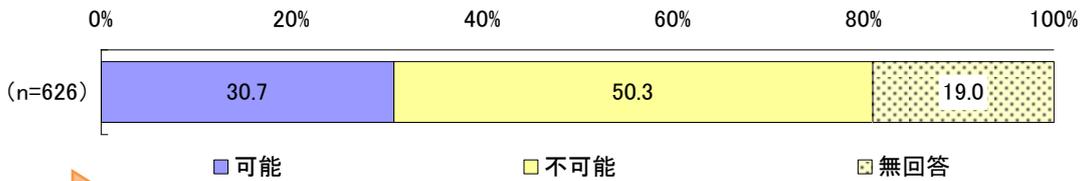
②介護度が重くなった時は施設入所の希望が多い

○いずれかの施設入所（入院）の申込みをしている人は3割である。【居宅サービス利用者調査】

○介護者自身が将来介護が必要になった場合、自宅で家族介護や介護保険などの公的なサービスを利用しながら暮らしたいという意向が介護度が軽いときは6割弱に対し、介護度が重くなったときは2割強、「特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」が3割台半ばである。【居宅サービス利用者調査】

○自分が寝たきりになった時の自宅での介護は「可能」が3割、「不可能」が5割である。【65歳以上の高齢者調査】

■ あなたが万が一寝たきりとなった時、自宅での介護は可能ですか



解決の方向性

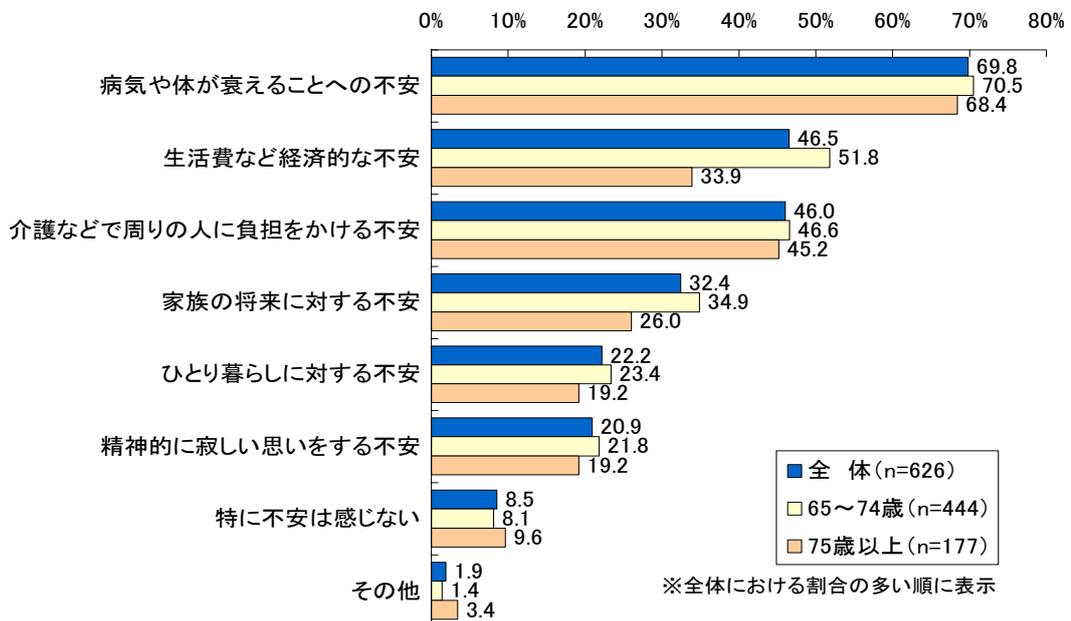
在宅介護の希望が多い反面、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度者など施設入所を希望する方が今後増加することを考慮し、利用者のニーズを把握した上で、施設整備の検討が必要である。

(2) 介護予防の意識向上

○介護・介助が必要になったきっかけは、「脳卒中」が3割、「認知症」、「加齢による衰弱」がともに2割台半ばである。【居宅サービス利用者調査】

○これからの生活の中で「病気や体が衰えることへの不安」を感じている人は7割である。【65歳以上の高齢者調査】

■ これからの生活の中で特に不安を感じるのはどんなことですか（複数回答可）



- 健康を維持するために心がけていることとして「定期的に健康診断を受けている」人は6割である。【65歳以上の高齢者調査】
- 介護予防事業の認知度は3割。今後の参加意向においても「興味がない」が2割であり、関心度は低い。【65歳以上の高齢者調査】
- いきいき運動教室を知っているが参加していない理由として、全体では「時間が合わない」が3割。75歳以上では「会場まで行くことができない」が2割強や「興味がない」が2割となっている。【65歳以上の高齢者調査】
- 吉川市が実施している介護予防の各プログラムの参加希望は「運動器の機能向上教室」や「認知症予防・支援」が上位に挙げられている。【65歳以上の高齢者調査】

解決の方向性

介護予防事業への関心度は低く、参加に消極的な方が多い。
 今後は、介護予防の意識向上や身近な地域での事業開催、吉川市の健康づくり事業との連携やいきいき運動教室や認知症予防など市民の関心の高い事業を足がかりとした介護予防事業の推進が重要である。
 また、介護予防事業への参加希望のない人の参加促進を図るため、身近な地域での開催や外出支援など、新たな事業展開の検討も必要である。

(3) 介護保険制度やサービス利用について

- 介護保険制度全般に対する満足度は、「おおむね満足できる制度である」と「どちらかと言えば満足できる制度である」の合計は6割、「どちらかと言えば満足できる制度ではない」と「ほとんど満足できる制度ではない」の合計は2割強である。【居宅サービス利用者調査】
- 満足できない理由は、「介護保険制度が分かりにくい」が4割台半ば、「利用したいサービスの回数や時間が決まっているから」が4割弱、「サービスを利用した時の自己負担額が高い」が3割である。【居宅サービス利用者調査】
- 介護保険サービスは、「(どちらかと言えば) 利用しやすい」が6割、「(どちらかと言えば) 利用しにくい」が1割強である。【居宅サービス利用者調査】
- 利用がしにくい理由は、「利用したいサービスが利用できないから」、「苦情などが言いにくいから」、「利用手続きが面倒だから」、「利用者負担を重く感じるから」などが、いずれも3割台である。【居宅サービス利用者調査】
- 介護保険サービスと介護保険料の関係については、「サービスの種類や量（施設など）は今のままでよいので、保険料はなるべく上げないでほしい」が最も高く、居宅サービス利用者で5割台半ば、65歳以上高齢者で4割弱である。【居宅サービス利用者調査・65歳以上の高齢者調査】

解決の方向性

介護保険制度全般、サービス利用ともに満足度はおおむね高い。ただし、一定の不満もみられる。
 引き続き、制度の仕組みの周知、気軽に相談できる体制の充実などが必要である。

第5章 目標に向けた取組み

第1節 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進

1 生きがい活動支援

心豊かな生活を送るための様々な分野の学習機会を提供するとともに、高齢者が集まって生きがいづくりや健康づくりの活動に取り組むことができるような場の充実を図ります。

(1) 生涯学習活動の支援

老人福祉センターや中央公民館などで趣味を楽しんだり、経験を活かせる様々な講座や教室を開催しています。今後も、高齢者のニーズを把握し、高齢者がいつまでも楽しく生きがいをもって暮らせるように自らが学習できる機会の提供に努めます。

(2) スポーツ、レクリエーション活動の充実

高齢者スポーツ大会、ゲートボール大会、演芸大会など高齢者が参加しやすいスポーツ、レクリエーションの場を提供しています。例年、多くの方が参加を楽しみにしています。

今後も、高齢者が気軽に健康づくりを行うことができる環境づくりに努めます。

(3) 老人福祉センターの充実

老人福祉センターは、高齢者の健康維持・増進、教養の向上、レクリエーション、さらには広い仲間づくりのための憩いの場として設置されています。カラオケのできる舞台付きの集会室、会議室、娯楽室、多目的室などの設備があり、高齢者の活動の拠点となっています。

高齢化が進む中、老人福祉センターは、高齢者の生きがい施策を推進する場として今後も一層重要な役割を果たすことから、多くの高齢者が気軽に利用できるよう、施設の充実を図ります。

2 高齢者の参加による社会活動の支援

高齢者をはじめとするすべての市民が、支え合い助け合いながら、安心していきいきと暮らせる地域社会を目指します。その実現のために、市民一人ひとりが主体的に地域活動に参加できるような環境づくりと必要な情報の提供を図ります。

(1) 老人クラブ活動の支援

吉川市の老人クラブは、33の地域単位の老人クラブと、その連合体としての連合長寿会が組織化され、平成23年4月現在、会員数は1,603人となっています。現在、老人クラブの活動育成を図るため、老人クラブ及び連合長寿会活動に対して補助を行っています。

老人クラブの活動は、高齢者の知識・経験を活かして地域における健康・生きがいづくりや、高齢者の社会貢献・社会参加の促進に貢献しています。

今後も、高齢者が気軽に参加し、魅力ある老人クラブ活動が展開できるよう支援します。

(2) 地域交流の促進

高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。個人の自由とプライバシーを尊重し他人への干渉を避ける風潮がある中で、高齢者と地域のコミュニティが希薄となったり、閉じこもりがちになり、やがて孤独死を迎えてしまう可能性があります。

そこで、このような高齢者をはじめとして、地域の人が気軽に訪れることのできる地域サロンの開設を促進することにより、高齢者の閉じこもりを防止し、地域住民との交流機会を確保します。

(3) シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターは、平成5年に設立以来、植木の剪定・草刈・家事手伝いなどの請負のほか、会員の創意と工夫により、会員自らが運営することを基本とした独自事業（洋服直し、手芸教室、パソコン教室、着付け教室、野菜販売、竹細工教室）を実施し、受注の拡大や就業の確保に努め、活発な活動を展開しています。

今後も、働く意欲のある高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するために就業機会の確保を支援します。

第2節 健康づくりと介護予防の推進

1 元気な高齢者向け（一次予防対象者）介護予防事業の推進

介護が必要となる前の元気なうちから介護予防に取り組む必要があります。また、高齢者自身が主体的に取り組むことが重要です。

市民一人ひとりが、日ごろから健康への意識を高め、正しい生活習慣を身につけることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるような支援体制の充実を図ります。

(1) いきいき運動教室の充実

元気な高齢者がいつまでも介護を必要としない状態を保つために、音楽に合わせてリズム体操やストレッチ運動、筋力トレーニングを行う「いきいき運動教室」を開催しています。参加希望者も年々増加しており、効果を上げていることから今後も拡充を図っていきます。

■いきいき運動教室

開催数：1コースあたり15回実施

	実績			見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	91	237	303	440	440	440
開催数（回）	45	90	120	150	150	150

(2) 地域包括支援センターによる介護予防事業の実施

生涯にわたって自分らしく、いきいきと元気に過ごせるための健康づくりと介護予防を目的に、転倒防止、認知症予防、自立支援の3つのテーマの教室を市内3か所の地域包括支援センターが地域に出向き、開催しています。

今後も、参加しやすい会場設定、関係機関との連携を強化し、だれもが身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりや内容の充実を図ります。

(3) ふれあい・いきいきサロンの促進

高齢者自身の社会参加を通じた介護予防の一環として、地域の集会所などに高齢者が気軽に集まり、お互いがふれあうことで閉じこもり防止となる地域サロンの運営を支援しています。

平成23年度には吉川市社会福祉協議会が吉川市の補助事業を活用した「ふれあい・いきいきサロン」という名称の地域サロン事業を創設し、サロンの立ち上げや運営の相談・支援を行い、拡充を図りました。

今後も、高齢者がいきいきと地域で暮らせるよう地域サロンの開設を促進します。

(4) 介護支援ボランティア制度の推進

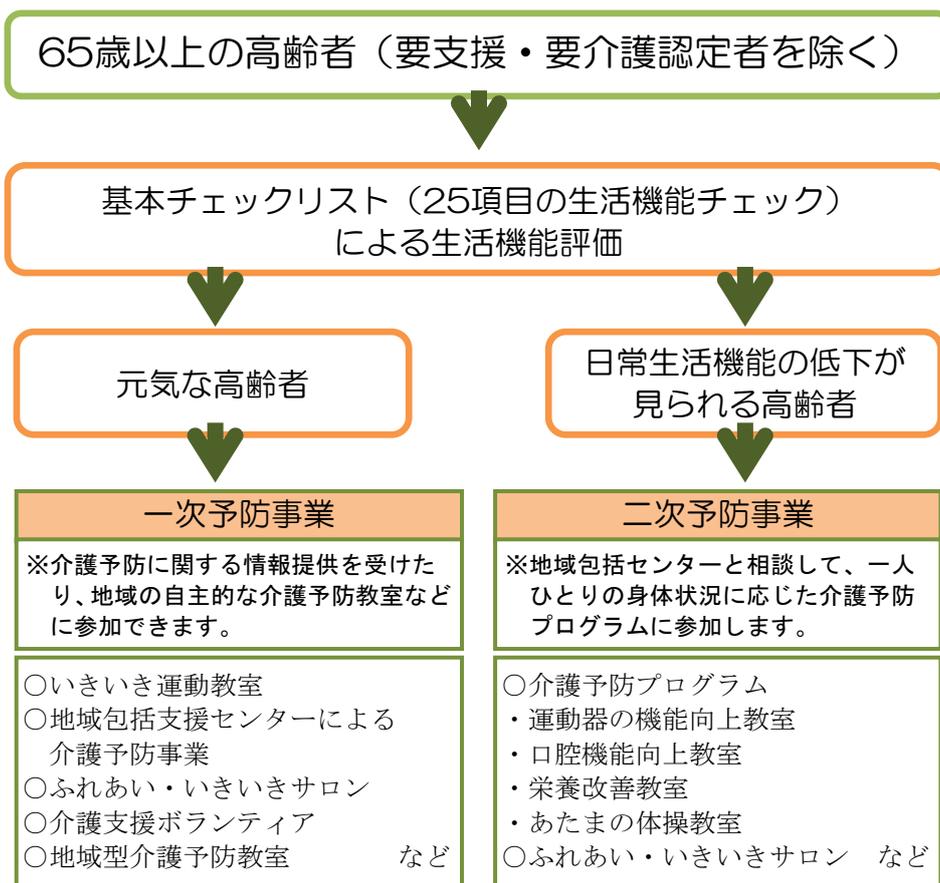
65歳以上の方が、ボランティア活動を通して社会参加及び社会貢献することで、自らの健康増進や介護予防を推進し、いつまでも地域でいきいきと自立した生活を送ることを目指して平成23年9月に「介護支援ボランティア制度」を創設しました。

今後は、より多くの方に参加していただけるよう積極的に周知を図ります。

(5) 地域型介護予防事業の創設

高齢者がいつまでも地域で元気に過ごせるよう、高齢者の健康づくりに関する取組みができる地域のリーダーを育成し、集会所などの社会資源を活用した自治会などにおける介護予防活動の立ち上げや継続を支援します。

■介護予防事業の概要



2 日常生活機能の低下が見られる高齢者向け（二次予防対象者）事業の推進

高齢者が要介護状態となることを予防するため、相談体制の充実を進めるとともに効果的な介護予防事業を推進します。

(1) 二次予防事業の充実

日常生活機能が低下し、介護が必要となる可能性がある高齢者を早期に把握し、一人ひとりの身体状況に応じた介護予防プログラムによる予防事業を実施しています。今後さらにプログラムを拡充していきます。

■運動器の機能向上教室

開催数：1コースあたり12回実施

	実績			見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	21	21	55	96	96	96
コース数	3	3	3	8	8	8

■口腔機能向上教室

開催数：1コースあたり6回実施

	実績			見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	21	16	30	30	30	30
コース数	2	2	2	2	2	2

■栄養改善教室

開催数：1コースあたり8回実施

	実績			見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	6	4	3	20	20	20
コース数	1	1	1	2	2	2

■認知症予防教室（あたまの体操教室）

開催数：1コースあたり8回実施

	実績			見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	8	16	32	30	30	30
コース数	1	1	2	2	2	2

(2) ふれあい・いきいきサロンの促進（再掲）

高齢者自身の社会参加を通じた介護予防の一環として、地域の集会所などに高齢者が気軽に集まり、お互いがふれあうことで閉じこもり防止となる地域サロンの運営を支援しています。

平成23年度には吉川市社会福祉協議会が吉川市の補助事業を活用した「ふれあい・いきいきサロン」という名称の地域サロン事業を創設し、サロンの立ち上げや運営の相談・支援を行い、拡充を図りました。

今後も、高齢者がいきいきと地域で暮らせるよう地域サロンの開設を促進します。

第3節 地域生活を支える介護サービスの提供

1 介護保険サービスの充実

支援や介護を必要とする高齢者が安心して、可能な限り住みなれた地域で生活を維持・継続できるよう、介護保険サービスの充実に取り組みます。

(1) 居宅サービス

居宅サービスは要支援1・2の方に提供される予防給付、要介護1～5の方に提供される介護給付があります。サービス提供量の推計にあたっては、過去の実績、高齢者人口の推移などをもとに今後の見込みを推計しました。

①訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅において、介護福祉士やホームヘルパーにより、入浴・排泄・食事・掃除など、介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	732	737	772	858	936	1,014
介護給付	人数/年	1,855	2,005	2,042	2,146	2,241	2,335

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅において、浴槽を提供して行われる入浴の介護で、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	25	2	4	1	1	1
介護給付	人数/年	679	720	634	616	583	551

③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	62	68	98	132	143	155
介護給付	人数/年	935	995	870	872	867	863

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	146	199	246	261	283	304
介護給付	人数/年	606	804	880	971	1,017	1,064

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	39	32	56	67	74	81
介護給付	人数/年	1,450	1,562	1,540	1,570	1,592	1,614

⑥通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

介護老人福祉施設や老人デイサービスセンターなどにおいて、居宅要介護者などに入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	1,024	1,022	1,172	1,283	1,402	1,521
介護給付	人数/年	3,264	3,650	3,818	4,239	4,530	4,821

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設・病院・診療所において、居宅要介護者などの心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	162	159	174	196	211	227
介護給付	人数/年	1,221	1,162	1,130	1,249	1,333	1,418

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに居宅要介護者などが短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）などを行うことにより、心身の機能維持や介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	63	56	68	80	87	95
介護給付	人数/年	821	1,007	900	1,046	1,095	1,145

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療系の施設などに居宅要介護者などが短期間入所し、必要な治療や療養、介護、機能訓練などを行うことにより、心身の機能維持や介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	1	0	0	0	0	0
介護給付	人数/年	278	234	180	210	215	221

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなど特定施設の指定を受けた施設に入居している要介護者などに、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	12	16	40	67	74	82
介護給付	人数/年	257	306	404	581	708	840

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや介護ベッドなど福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者や介護者の負担の軽減を図るサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	448	618	754	827	897	968
介護給付	人数/年	3,651	3,966	4,100	4,386	4,584	4,782

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち腰掛便座や入浴補助用具など、衛生管理面や利用者の心理面から貸与になじまないものは購入費支給の対象になり、毎年10万円を上限として購入費用の9割が支給されるサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	30	45	32	32	40	48
介護給付	人数/年	92	107	135	164	196	204

⑬住宅改修費

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合、同一の住宅で20万円を上限として、改修費用の9割が支給されるサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	40	50	45	64	68	72
介護給付	人数/年	73	80	113	176	184	192

⑭居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント）

居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	2,011	2,145	2,272	2,463	2,693	2,924
介護給付	人数/年	6,324	6,816	6,992	7,908	8,376	8,843

(2) 地域密着型サービス

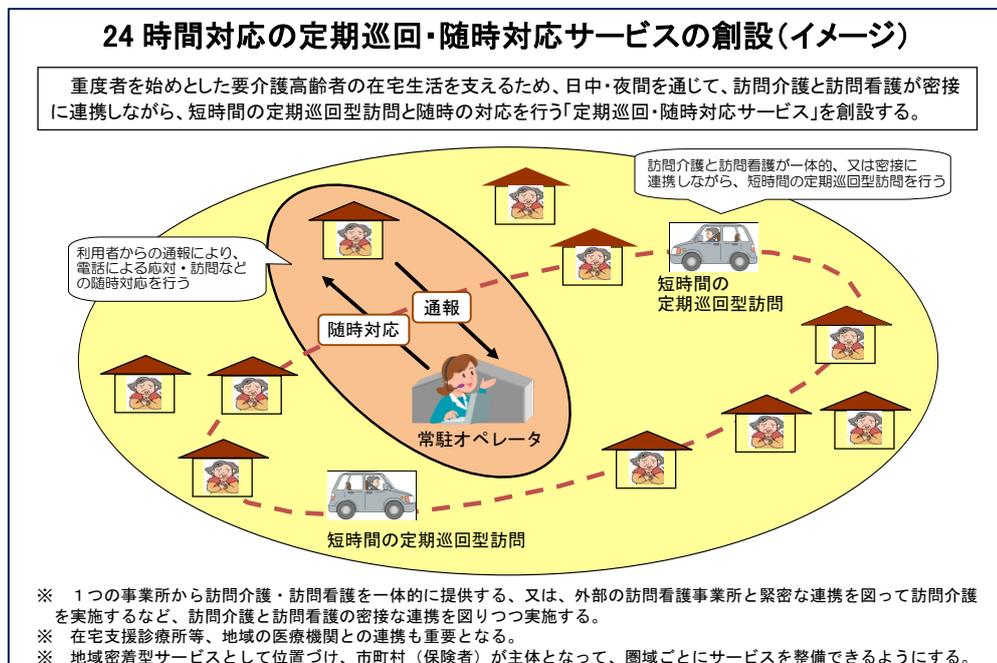
地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者が増加していく中で、介護が必要になっても住みなれた地域で生活が継続できるように、平成18年度から創設されたサービスです。利用者のニーズや地域の状況などを把握・分析しながら、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

また、今回の制度改正においては、新たなサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設されます。吉川市では住民のニーズ、事業者の動向などの状況を見極めながら整備を促進します。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度から新たに創設されるサービスで、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供されるサービスです。地域包括ケアを推進するうえでも重要なサービスであるため、基盤整備を促進します。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	—	—	—	0	160	240



②夜間対応型訪問介護

24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	0	20	50	50	53	55

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設で、日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	0	0	0	0	0	0
介護給付	人数/年	0	0	52	127	135	142

④小規模多機能居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。現在は市外事業者を利用していますが、今後は吉川市においても基盤整備を促進します。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	0	0	0	8	16	24
介護給付	人数/年	19	20	12	24	276	300

⑤複合型サービス

平成24年度から新たに創設されるサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供します。

吉川市においては、全国的な普及の動向、利用者のニーズなどをみながら整備の検討を進めます。

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、5人から9人でスタッフとともに共同生活を送る住居において、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するサービスです。

基盤整備については、現在市内に3か所（合計63床）のグループホームが整備されているため、第5期計画期間中の新たな整備の予定はありません。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防給付	人数/年	10	0	0	0	0	0
介護給付	人数/年	534	576	608	686	720	761

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のうち、定員が30人未満の施設で行われるサービスです。

基盤整備については、現在市内に2か所（合計108床）の特定施設が整備されているため、第5期計画期間中の新たな整備の予定はありません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設

介護老人福祉施設のうち、定員が30人未満の施設で行われるサービスです。

今後、基盤整備の必要性が見込まれるため、平成26年度を目標として1施設の整備を促進します。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	0	0	0	0	0	348

【平成26年度までの日常生活圏域ごとの必要利用定員総数】（単位：人）

	第1包括	第2包括	第3包括	合計
認知症対応型共同生活介護	45	0	18	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29			29

※このうち第5期計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設を整備します。

(3) 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設があります。

市内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設180床、介護老人保健施設100床、介護療養型医療施設84床の計364床となっています。(平成23年10月現在)

施設サービスの基盤整備については、今までの利用実績や将来における要介護者の推計などを考慮して、第5期計画においては、要介護者の増大により需要が見込まれる介護老人福祉施設を地域密着型サービスとして1施設を整備(第3節1(2)地域密着型サービス⑧地域密着型介護老人福祉施設)することとしました。

さらに、施設介護が必要となる75歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が予想される第6期計画(平成27年度～平成29年度)の中で、介護老人福祉施設の整備促進を位置づけてまいります。

①介護老人福祉施設

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うことを目的とする施設です。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	1,383	1,511	1,548	1,716	1,836	1,980

②介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項の都道府県知事の認可を受けた施設であって、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他必要な医療・日常生活上の支援を行うことを目的とする施設です。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	1,191	1,130	1,248	1,368	1,512	1,716

③介護療養型医療施設

医療法に規定する療養病床などを有する病院または診療所であって、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護・その他の支援や機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設です。

なお、介護療養型医療施設については平成29年度末までに他の施設への転換をすることとされているため、第5期計画期間中は現在の利用が継続するものとしてサービス利用量を見込んでいます。

		実績			計画見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	899	954	1,002	1,056	1,056	1,056



2 サービスの質の向上

(1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員の研修や地域包括支援センターを通じ介護支援専門員を支援するなど、介護サービスの質の向上を図ります。

(2) 制度情報、事業者情報の提供

介護保険制度に対する理解を図るため、広報よしかわや吉川市公式ホームページ、介護支援専門員などを通じて、制度の情報や事業者の情報を周知します。

(3) 介護相談員派遣の推進

介護保険施設入所者の抱える問題や不満を解消するために、介護相談員を派遣し、入所者からの相談を受けるとともに、施設と市の橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上に努めます。今後、地域密着型サービスや要請に応じて居宅サービスについても派遣対象に加えサービスの質の向上に努めます。

(4) 介護従事者の確保・育成

介護保険制度における介護や生活支援を必要とする高齢者が急増することにより、介護従事者の必要数は、今後も大きく膨らむものと見込まれています。

このような中で、安定的に質の高いサービスを提供するためには、介護人材の確保・育成を図ることは重要な課題であることから、市内の介護施設や事業者の人員確保を支援していくため、介護保険施設や事業所の求人情報の紹介など、情報提供に努めます。

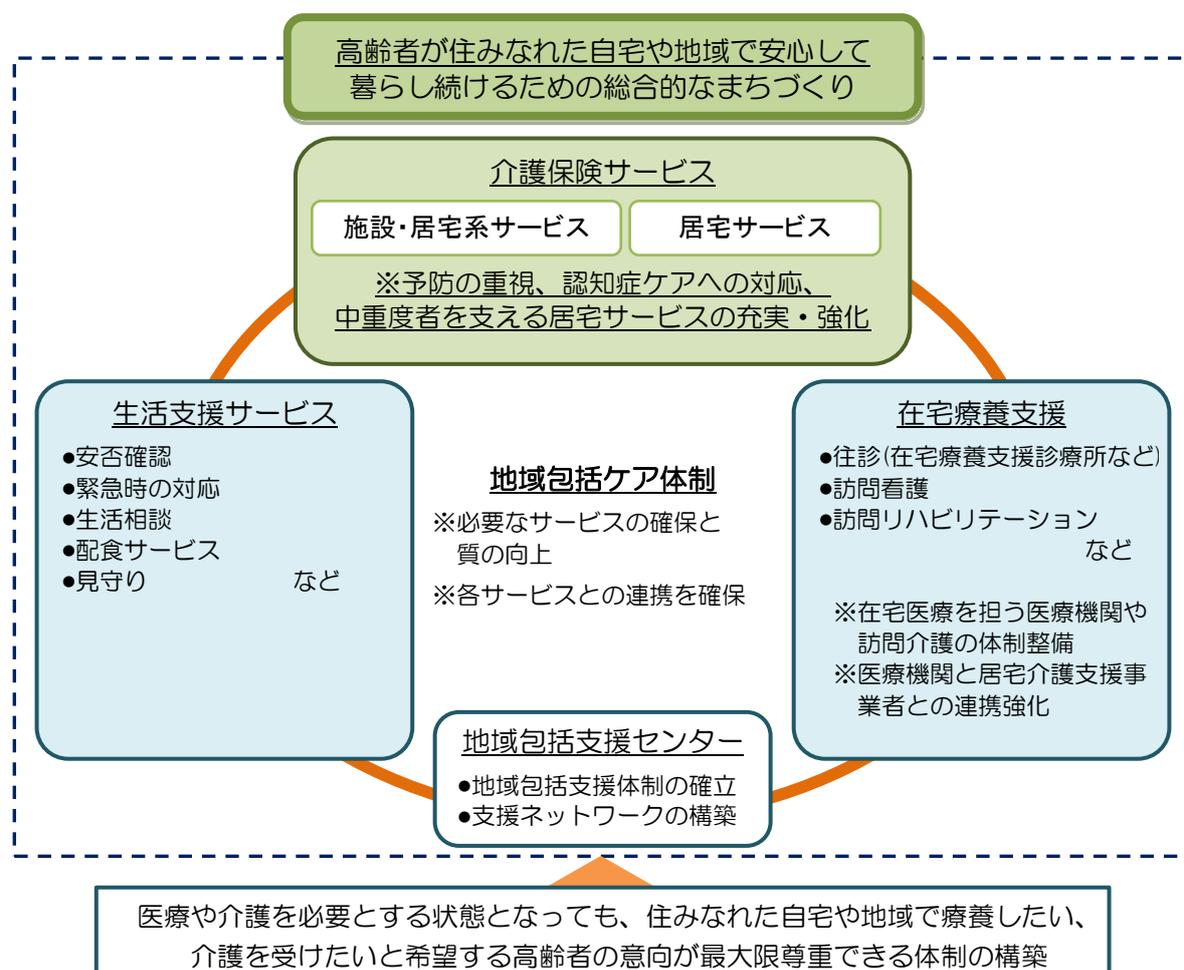
また、介護職員が専門性や意欲を高めるための研修機会を提供します。

第4節 地域包括ケアの推進

1 地域包括ケア体制の構築

高齢者が住みなれた地域においてその人らしい生活を送るために、施設入所、または施設や病院からの退所・退院など、一人ひとりの高齢者の状況に応じた、医療・介護・福祉などの各分野が連携し、一体的かつ継続的に各サービスを提供していく地域包括ケア体制の構築を進めます。

また、地域包括支援センターを中心として自治会などと情報を共有し、継続的・包括的に支援を行う体制の構築を進めていきます。



(1) 地域包括支援センターの充実

現在、吉川市では介護保険制度において介護予防及び高齢者の生活支援を行うため、吉川市内3か所で地域包括支援センターを設置しています。

この地域包括支援センターを地域包括ケア体制の拠点として、医療との連携や地域との連携を図れるよう業務内容の充実を図ります。

(2) 地域包括ネットワークの充実

地域包括ケアを実現するには、吉川市内の関係機関や関係団体、地域住民などが協働し、地域で暮らす高齢者の日常生活を多層的に支えていくことが重要です。

そのため、関係する団体や地域住民への啓発活動を行い、地域包括ネットワークの必要性などについて共通理解を持つとともに、地域包括支援センターを地域の拠点とした地域包括ネットワークの充実を図ります。

(3) 医療と介護の連携強化

高齢者を地域社会で支え、高齢者が安心して住みなれた地域で生活を営むためには、医療と介護が連携した地域包括ケアを実現することが重要です。

平成22年5月に吉川松伏医師会、吉川市、松伏町、地域包括支援センターや地域の介護支援専門員などで「吉川松伏医療と介護連携の会」を立ち上げ、地域包括ケアを見据えた連携づくりに向けた取り組みを進めています。

今後も、医療と介護が連携し、切れ目のないサービスが提供できる地域包括ケアの体制づくりのため、医療関係者と介護関係者の連携の強化および情報の共有化を推進し、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制の構築を目指します。

2 認知症高齢者対策の推進

要介護認定を受ける方の中で、認知症を発症している方は増加しており、今後も増加することが見込まれます。そのような状況の中、認知症高齢者を地域社会で支える仕組みづくりを推進するため、若年性認知症を含む認知症への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組めます。

(1) 認知症予防と相談体制の充実

認知症は、加齢に伴って発症する疾病ですが、早期の対応により予防が可能です。

地域包括支援センターにおいて認知症の相談体制を充実させるとともに、必要な場合に早期発見ができるよう医療機関との連携を図ります。

また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症対策として、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障がい福祉サービスの活用も含め関連する他部署と連携し、本人や家族に対する相談体制の一層の整備・充実を図ります。

(2) 認知症サポーターの養成

地域住民や企業、商店などを対象に、認知症に対する正しい理解と接し方を学んだ「キャラバンメイト」の協力を得て、「認知症サポーター」を養成しています。平成22年度には、吉川市内のタクシー事業所、銀行を含む6回の講座を開催しました。

今後は小中学校の児童・生徒も対象として講座を開催し、市民みんなが「認知症サポーター」となり、認知症の高齢者を地域であたたかく見守る体制づくりを進めます。

■認知症サポーター養成

	実績			見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サポーター累積数(人)	807	1,004	1,200	1,400	1,600	1,800

(3) 家族介護者支援の充実

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、在宅ケアを進めるためには、介護保険サービスや生活支援サービスの提供だけでなく、認知症高齢者を含めた高齢者の介護をしている家族の介護負担の軽減を図る必要もあるため、家族介護者などへの支援を行います。

サービス名	サービスの内容
位置情報提供サービス	在宅高齢者が徘徊した場合、GPS と携帯電話の電波を利用し、24時間体制で検索・位置情報を提供する専用端末機利用にかかる利用料を援助します。家族がすぐに駆けつけることができない場合は委託業者の緊急対処員が現場に急行します。



3 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしができるよう支援します。

(1) 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分ではない高齢者などの権利や財産、暮らしを守る成年後見制度の周知と利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 虐待防止に向けた取組みの推進

高齢者虐待に関係する正しい知識や理解の啓発、早期発見、迅速な対応をするために、地域住民や民生委員・児童委員に対し、虐待に関する相談窓口や対応方法についてのPRや勉強会を開催します。

また、地域包括支援センターや関係機関との連携により、高齢者虐待の防止や早期発見につとめるとともに虐待を受けた高齢者や虐待をしてしまった養護者に対する適切な支援を行います。

(3) 福祉サービス利用援助事業の推進

一人で生活していくには不安のある高齢者や障がい者など支援が必要な人に対し、吉川市社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービス手続や金銭管理などの援助を行う「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を実施しています。

今後も、こうした事業の周知を図るとともに、利用手続きについての支援を行います。



第5節 だれもが暮らしやすいまちづくり

1 外出しやすい環境づくり

高齢者が積極的に外出し、社会との接点を持ち続けることは、いきいきとした活力ある高齢社会を実現するためにも重要であるため、だれもが外出しやすい環境づくりを推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

すべての人が、まちの中で安全に移動し快適に行動できるよう、吉川市の各部署が連携し、建物や道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。

(2) 外出、移動の支援

高齢者や障がい者の外出の手段を確保するために、福祉有償運送や外出支援サービスを実施しています。

今後も、関係者や関係団体に情報提供を進め、参入する事業者に助言や指導を行い、需要に応じた供給の確保に努めます。

(3) 公共交通機関の整備

高齢者や障がい者が自由に移動でき、様々な活動に参加できるように配慮した公共交通機関の環境整備について、引き続き事業者へ協力を求めています。

また、路線バスについては、超低床ノンステップバスの導入を支援し、公共交通機関のバリアフリー化を促進していきます。



2 高齢者の暮らしと安全の確保

高齢者が地域で安全・安心な生活を送るために、日常生活の様々な場面を想定した環境整備や危機管理をしっかりと考える必要があります。

事故や災害から高齢者を守るための安全な環境整備を促進するとともに、災害発生時における地域での支援体制づくりを進めます。

また、高齢者が消費生活上の被害に巻き込まれないよう、悪質商法などの情報の提供を図るとともに、相談体制を強化します。

(1) 災害時要援護者への支援

吉川市は、大規模な地震や水害などの災害発生時に、自力で避難することが困難な方を支援するため、具体的に「誰が、誰を、どこに、どのように避難支援するか」を定める「災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

今後については、要援護者の方が個別計画を作成する際の支援を行い、災害時に要援護者の安全が守られるよう、要援護者と避難を支援する地域住民との連携や、日頃からの地域の見守り活動の強化など、さらなる支援体制の充実を図ります。

(2) 消費者被害・詐欺防止活動の充実

近年、高齢者を狙った詐欺や悪質商法による被害が増加しています。高齢者が消費生活上の被害に巻き込まれないよう、関連機関と連携のもと、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの情報を提供する機会を増やすとともに、高齢者がすぐに相談できる窓口の拡充を図ります。



3 地域生活支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、日常生活に不安があるなど、定期的な見守りが必要な世帯が増加しています。

高齢者が自宅や住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、介護保険サービスと介護保険外の生活支援サービスとの組み合わせによる、切れ目のないサービスを提供します。

また、従来から実施している安否確認や緊急時対応の各種事業を活用しながら、地域が主体となった見守り活動を支援します。

(1) 生活支援サービスの充実

高齢者が自宅や住みなれた地域で自立した日常生活を継続できるよう、生活を支援するサービスを提供します。

①ひとり暮らし・高齢者のみ世帯への支援

サービス名	サービスの内容
日常生活サポートサービス	日常生活に不安のある方へホームヘルパーによる家事援助サービスを提供し、社会的孤立の解消を図ります。
ふれあいデイサービス	社会参加と生きがいづくり、閉じこもりや認知症予防のために、生活の指導や健康のチェック、軽い運動、趣味、生きがい活動などのサービスを行います。
配食サービス	調理などが困難な方に、食生活の改善や健康増進、また、見守り活動を行うため、夕食を自宅まで届けます。
買い物支援サービス	買い物が困難な方に、生活協同組合の宅配を利用して、日常生活品や食料品を自宅まで届けます。
緊急時通報システムの貸与	急病や事故などの緊急時に消防署へ速やかに通報できる端末を貸し出します。
日常生活用具の給付・貸与	火災警報機、自動消火器、電磁調理器、老人用電話を給付・貸与します。
見守り活動事業（吉川市社会福祉協議会によるサービス）	週に1度、乳酸菌飲料を自宅に届け、安否確認を行います。

②介護保険認定で非該当となった高齢者への支援

サービス名	サービスの内容
生活安心ヘルプサービス	身体的不安のある方に対し、介護予防の観点からホームヘルパーを派遣し、炊事・洗濯・掃除などの家事援助を行います。
くらしアップデイサービス	身体的に不安のある方が、介護施設などに通所し、送迎・入浴・食事・健康チェックなどを受けるサービスです。
気分転換ショートステイ	生活環境や心身の状況から何らかの援助が必要な高齢者に対して、高齢者の生活習慣の指導と介護者のリフレッシュなどのために、施設への短期入所を行います。

③介護が必要な高齢者、介護予防が必要な高齢者への支援

サービス名	サービスの内容
寝具洗濯乾燥サービス	寝具乾燥や洗濯が困難なひとり暮らしなどの高齢者に対し、寝具の乾燥と洗濯を行い生活の質の向上を図ります。
介護支援用品の支給	要介護4または5と認定された市民税世帯非課税の方に対し、介護に必要な用品（おむつ・ドライシャンプー・消毒液・清拭剤・使い捨て手袋など）と交換できる利用券（年間75,000円分）を支給します。
日常生活用具の給付・貸与	身体機能低下のため、日常生活に不安がある方に対し、歩行支援用具、入浴補助用具などの購入費を補助します。
外出支援サービス	バス、電車などの一般交通機関の利用が困難で、要介護3・4・5と認定された在宅の高齢者に対して、タクシーの利用券を交付し、医療機関や公共施設などへの外出を支援します。 また、のぞみ号の貸し出しやボランティア団体による移送サービスを支援します。
訪問理美容サービス	要介護4・5と認定された、在宅で生活をしている高齢者に対し、訪問理美容に係る出張費を補助します。
介護用品の貸し出し (吉川市社会福祉協議会によるサービス)	吉川市社会福祉協議会の会員で、在宅で生活（介護）している方にベッド、エアマット、車いすを貸し出します。

④その他の支援

サービス名	サービスの内容
高齢者世帯賃貸住宅家賃助成	賃貸住宅の家賃が月額 30,000 円以上で、2年以上吉川市内在住の65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方のみで構成されている市民税非課税世帯に対して助成します。
在宅高齢者介護支援手当	6か月以上寝たきりなどの状態にある65歳以上で所得税世帯非課税の方に月4,500円を支給します。
敬老祝金	4月1日において吉川市内に引き続き1年以上在住している満88歳（米寿）、満99歳（白寿）を迎える方に敬老祝金を贈呈します。
公衆浴場無料入浴券	65歳以上の方に、吉川市が契約した公衆浴場（松乃湯）を無料で利用できる利用券を支給します。
介護保険給付サービス負担金補助	介護保険サービスの利用者負担について、介護保険料第1段階の方（市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者のみ、生活保護の方は除く）に利用者負担の7割を、第2段階の方（市民税世帯非課税で前年の合計所得＋課税年金収入が80万円以下の方）に5割を補助します。
紙おむつの支給 （吉川市社会福祉協議会によるサービス）	吉川市社会福祉協議会の会員で、在宅で生活（介護）している方に紙おむつを支給します。

(2) 施設福祉サービスの充実

原則として65歳以上の方で、生活環境上の理由や経済的な理由などにより、自宅での生活が困難な方に養護老人ホームへの入所措置、また、身寄りのない方や家族がいても一緒に暮らせない事情のある60歳以上の方を対象に軽費老人ホーム（ケアハウス）などへの入所の支援を行っています。

今後も、家族の事情や経済的な問題により在宅での生活が困難な高齢者が、安心して生活が送れるよう施設入所の措置や支援を実施します。

(3) 相談体制の充実

見守りや支援が必要な高齢者などが増加する中、身近な地域で見守りや支えあいの仕組みづくりが必要です。

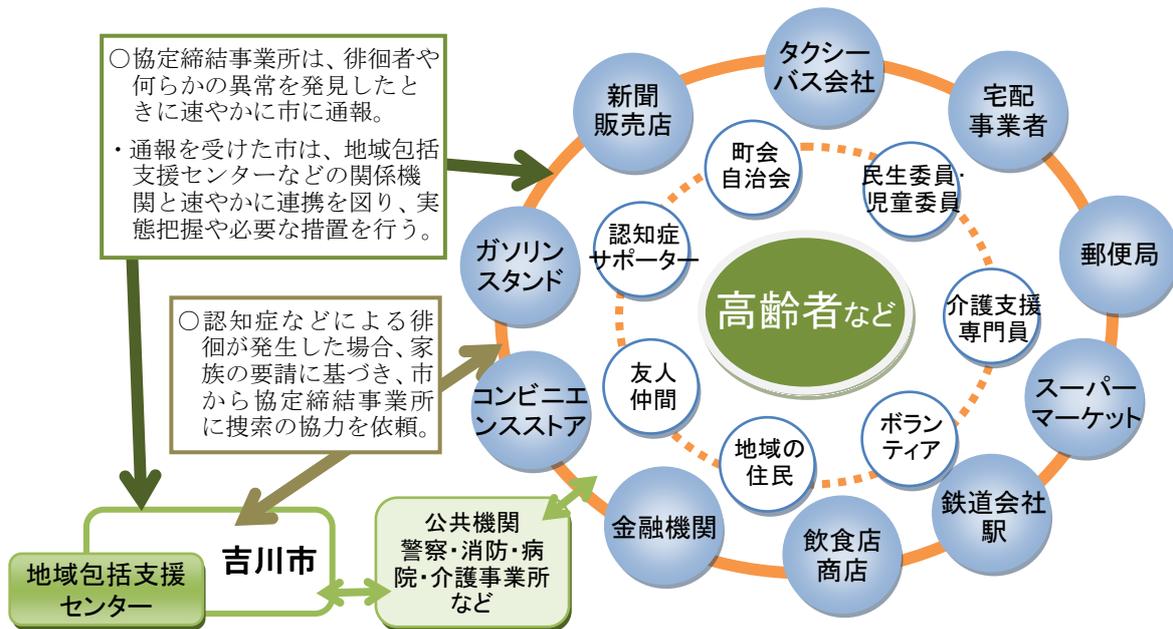
そのために民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者と連携を図り、継続的な相談・見守りができるよう市の窓口や地域包括支援センターを充実し、高齢者が相談しやすい体制を拡充します。

(4) 見守りネットワークの充実

日常生活において何らかの援護を必要とする高齢者及び障がい者が安心した生活を営めるよう、吉川市内の事業所と協定を締結して見守り支援を行う、「吉川市要援護者見守りネットワーク」を平成20年に開始しました。

今後も、吉川市内の事業所や地域包括支援センターと協力し、見守りネットワークの市民への周知や協力者・協力事業所の拡大など充実を図ります。

■見守りネットワーク拡大のイメージ図



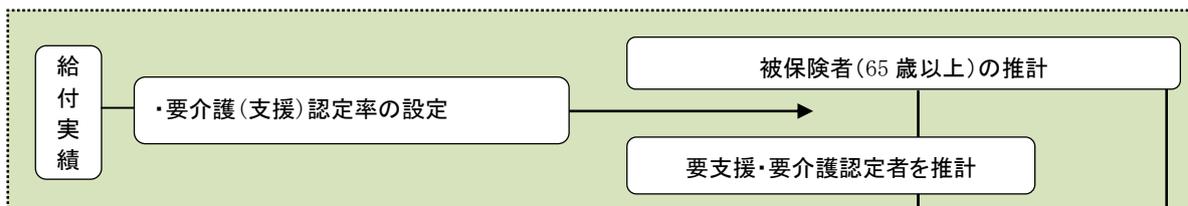
第6節 計画の円滑な推進

1 介護保険事業の適正な運営

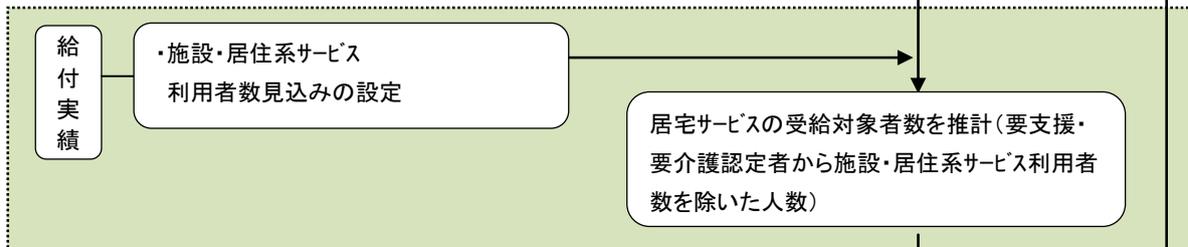
(1) 介護保険給付費などの見込みの考え方

第5期計画期間における第1号被保険者の保険料額の算定手順は以下のとおりです。

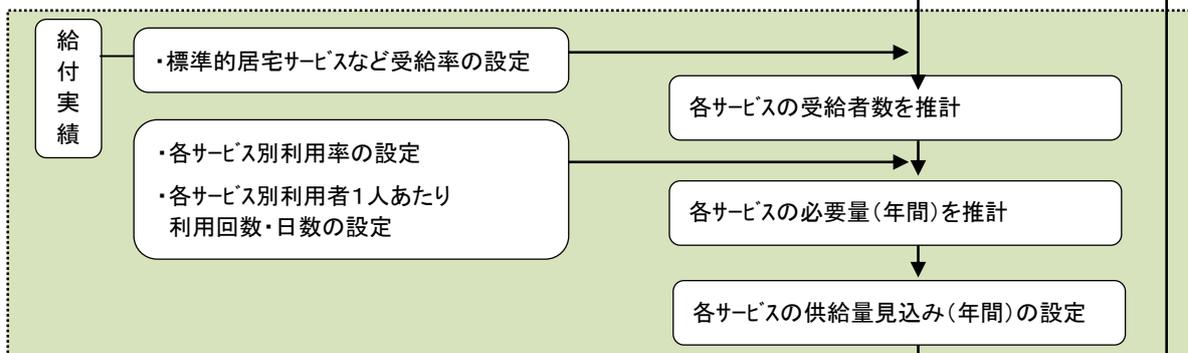
◆ステップ1 被保険者及び要支援・要介護認定者の推計



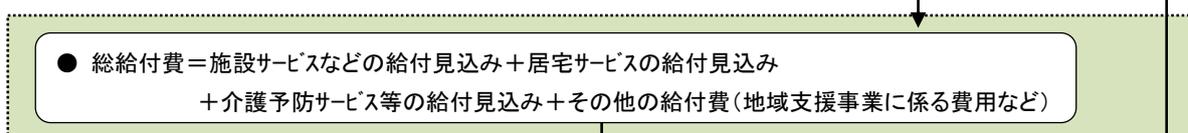
◆ステップ2 施設・居住系サービスの利用者数の設定と居宅サービスなど対象者数の推計



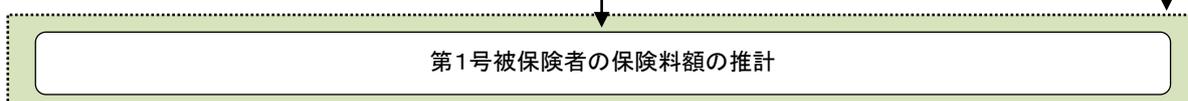
◆ステップ3 介護保険サービスの利用量の推計



◆ステップ4 総給付費の推計



◆ステップ5 保険料の推計



(2) 給付費などの見込み

①総給付費

第5期計画期間における、介護給付費と予防給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

I 介護サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	117,518千円	119,482千円	121,446千円
訪問入浴介護	42,678千円	41,210千円	39,742千円
訪問看護	28,707千円	27,902千円	27,098千円
訪問リハビリテーション	37,055千円	38,718千円	40,380千円
居宅療養管理指導	10,244千円	10,481千円	10,718千円
通所介護	351,883千円	374,706千円	397,529千円
通所リハビリテーション	98,859千円	105,124千円	111,389千円
短期入所生活介護	71,443千円	74,185千円	76,926千円
短期入所療養介護	17,840千円	18,211千円	18,582千円
特定施設入居者生活介護	111,433千円	136,213千円	161,641千円
福祉用具貸与	60,168千円	61,452千円	62,737千円
特定福祉用具販売	3,422千円	4,090千円	4,257千円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	34,112千円	51,167千円
夜間対応型訪問介護	539千円	568千円	596千円
認知症対応型通所介護	19,884千円	20,690千円	21,496千円
小規模多機能型居宅介護	6,217千円	57,084千円	62,909千円
認知症対応型共同生活介護	174,347千円	183,096千円	193,613千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0千円	0千円	87,162千円
複合型サービス	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	16,739千円	17,500千円	18,261千円
(4) 居宅介護支援	92,356千円	97,222千円	102,089千円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	414,818千円	444,993千円	482,581千円
介護老人保健施設	372,290千円	416,062千円	474,215千円
介護療養型医療施設	337,792千円	333,283千円	342,871千円
療養病床からの転換分	0千円	0千円	0千円
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	2,386,232千円	2,616,382千円	2,909,406千円

Ⅱ 介護予防サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	15,826千円	17,130千円	18,433千円
介護予防訪問入浴介護	8千円	9千円	9千円
介護予防訪問看護	2,272千円	2,471千円	2,671千円
介護予防訪問リハビリテーション	9,133千円	9,886千円	10,638千円
介護予防居宅療養管理指導	354千円	388千円	422千円
介護予防通所介護	41,551千円	44,979千円	48,408千円
介護予防通所リハビリテーション	8,118千円	8,704千円	9,289千円
介護予防短期入所生活介護	2,034千円	2,192千円	2,351千円
介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円
介護予防特定施設入居者生活介護	3,640千円	4,021千円	4,458千円
介護予防福祉用具貸与	2,986千円	3,239千円	3,492千円
特定介護予防福祉用具販売	659千円	824千円	988千円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	461千円	922千円	1,384千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	6,115千円	6,497千円	6,879千円
(4) 介護予防支援	10,422千円	11,394千円	12,367千円
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	103,578千円	112,656千円	121,792千円
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,489,810千円	2,729,039千円	3,031,197千円

②標準給付費

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,489,810,231円	2,729,038,646円	3,031,197,396円
特定入所者介護サービス費等給付額	85,497,583円	96,107,501円	108,034,068円
高額介護サービス費等給付額	48,413,582円	56,481,358円	65,893,571円
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,598,799円	8,032,081円	8,490,069円
算定対象審査支払手数料	3,725,236円	4,131,225円	4,581,461円
合計＝標準給付費見込額	2,635,045,431円	2,893,790,811円	3,218,196,565円

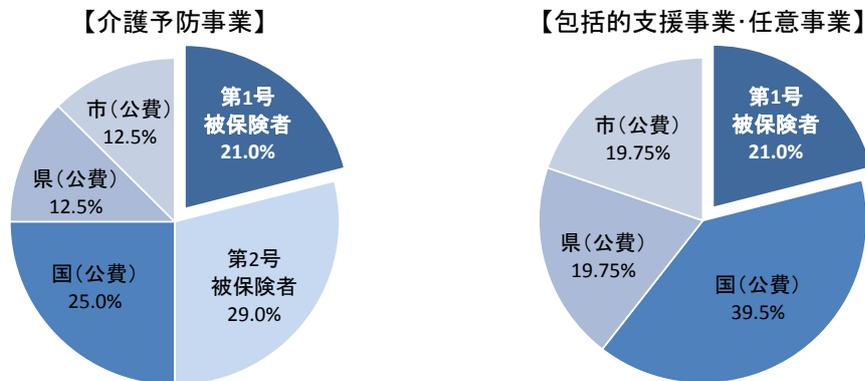
③地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業*などにより、予防重視型の施策展開を図るための事業費で、事業総額は、各年度の標準給付費（審査支払手数料を除く）の3%を上限とする範囲内で見込むこととされています。第5期計画期間における地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費(B)	69,493,000円	77,820,000円	88,865,000円
保険給付費見込額に対する割合	2.6%	2.7%	2.8%

※介護予防・日常生活支援総合事業：平成24年度改正により創設された事業。要支援認定者や予防事業対象者に対し、高齢者の状態や意向に応じて、介護予防・生活支援・権利擁護・社会参加を含めた総合的なサービス。本事業の導入については保険者の任意による。

地域支援事業費の財源構成

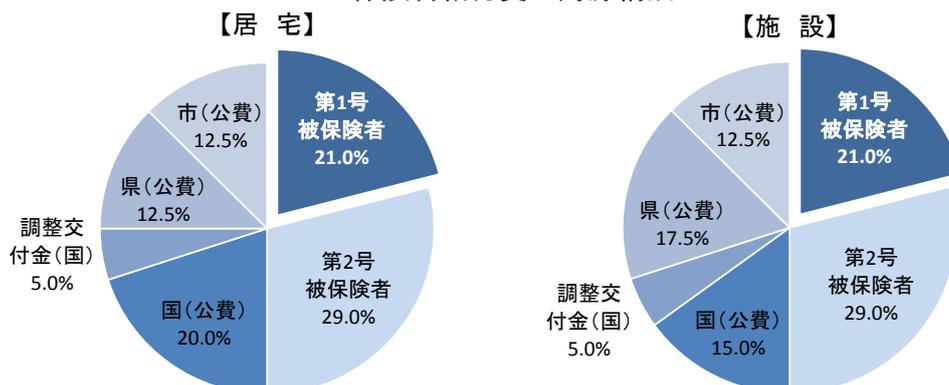


(3) 第1号被保険者の介護保険料の設定

①保険給付費の財源構成

介護保険事業費は、吉川市の一般会計とは別に介護保険特別会計で運営されています。介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として21%を第1号被保険者（65歳以上）、29%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

保険料給付費の財源構成



②介護保険料の設定

介護保険給付費と地域支援事業費などの見込みから、第5期計画期間中に必要となる第1号被保険者の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、2,266,522,995円と見込みます。

なお、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費支払準備基金を活用します。介護給付費支払準備基金については、本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものとされています。そのため、吉川市では第4期計画期間中の基金残高のうち45,146,276円を第5期計画の歳入として繰り入れることとします。

また、今回の介護保険法改正により、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、取り崩した額の3分の1に相当する額が市町村に交付されることになりました。埼玉県の方針に基づき、この財政安定化基金の取り崩しを受け保険料の上昇幅の抑制に活用します。

さらに、保険料負担段階の弾力化を図ります。今まで6段階であった段階を8段階とし、あわせて特例第3段階と特例第4段階を設けることにより、低所得者の負担軽減を行います。

第5期計画期間における吉川市の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の基準額である所得段階第4段階の介護保険料は、年額54,996円（月額4,583円）とします。

所得段階別の第1号被保険者介護保険料

区分	所得段階	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)	基準額に対する負担割合
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税	2,291円	27,498円	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	2,291円	27,498円	0.50
特例 第3段階	世帯全員が市民税非課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下)	3,299円	39,597円	0.72
第3段階	世帯全員が市民税非課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるもの)	3,437円	41,247円	0.75
特例 第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税の者がいる場合(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	4,353円	52,246円	0.95
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税の者がいる場合(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えるもの)	4,583円	54,996円	1.00
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満	5,728円	68,745円	1.25
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上で200万円未満	5,957円	71,494円	1.30
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上で400万円未満	6,874円	82,494円	1.50
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上	7,791円	93,493円	1.70

※ 保険料額は年額で決定するため、月額はいくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

(4) 介護給付の適正化

高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加で、介護給付費が増大しています。そのため、将来にわたり持続可能な介護保険制度とするために不適正な保険給付がされないよう、介護支援専門員に必要な情報提供を行うとともに、ケアプランの確認を行うことなどを通じて、給付の適正化を図ります。

(5) サービスの質の向上（再掲）

①介護支援専門員の支援

介護支援専門員の研修や地域包括支援センターを通じ介護支援専門員を支援するなど、介護サービスの質の向上を図ります。

②制度情報、事業者情報の提供

介護保険制度に対する理解を図るため、「広報よしかわ」や吉川市公式ホームページ、介護支援専門員などを通じて、制度の情報や事業者の情報を周知します。

③介護相談員派遣の推進

介護保険施設入所者の抱える問題や不満を解消するために、介護相談員を派遣し、入所者からの相談を受けるとともに、介護保険施設と吉川市の橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上に努めます。今後、地域密着型サービスや要請に応じて居宅サービスについても派遣対象に加えサービスの質の向上に努めます。

④介護従事者の確保・育成

介護保険制度における介護や生活支援を必要とする高齢者が急増することにより、介護従事者の必要数は、今後も大きく膨らむものと見込まれています。

このような中で、安定的に質の高いサービスを提供するためには、介護人材の確保・育成を図ることが重要な課題であることから、吉川市内の介護施設や事業者の人員確保を支援していくため、介護保険施設や事業所の求人情報の紹介など、情報提供に努めます。

また、介護職員が専門性や意欲を高めるための研修機会を提供します。

2 計画の推進

(1) 計画の進行管理

第5期計画の円滑な推進を図るため、各年度の要介護認定状況や介護保険サービス、高齢者福祉サービスなどの利用状況、達成状況などを吉川市介護福祉推進協議会に諮り、事業の点検・分析・評価を行います。

(2) 苦情相談体制の充実

介護保険の要介護認定、保険給付、保険料、各種福祉サービスの提供などについての苦情や問い合わせなどに対応するため、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会などと連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

第6章 重点施策

第5期計画期間においては、以下の5項目を重点施策と設定して推進します。

重点施策1 元気な高齢者向け（一次予防対象者）介護予防事業の推進（再掲）

介護が必要となる前の元気なうちから介護予防に取り組む必要があります。また、高齢者自身が主体的に取り組むことが重要です。

市民一人ひとりが、日ごろから健康への意識を高め、正しい生活習慣を身につけることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるような支援体制の充実に努めます。

重点施策2 日常生活機能に低下が見られる高齢者向け（二次予防対象者）介護予防事業の推進（再掲）

高齢者が要介護状態となることを予防するため、相談体制の充実を進めるとともに効果的な介護予防事業を推進します。

重点施策3 地域包括ケア体制の構築（再掲）

高齢者が住みなれた地域においてその人らしい生活を送るために、施設入所、または施設や病院からの退所・退院など、一人ひとりの高齢者の状況に応じた、医療・介護・福祉などの各分野が連携し、一体的かつ継続的に各サービスを提供していく地域包括ケア体制の構築を進めます。

また、地域包括支援センターを中心として自治会などと情報を共有し、継続的・包括的に支援を行う体制の構築を進めていきます。

重点施策4 認知症高齢者対策の推進（再掲）

要介護認定を受ける方の中で、認知症を発症している方は増加しており、今後も増加することが見込まれます。そのような状況の中、認知症高齢者を地域社会で支える仕組みづくりを推進するため、若年性認知症を含む認知症への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組めます。

重点施策5 高齢者の権利擁護の推進（再掲）

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしができるよう支援します。

資料編

I 計画の策定の経過等

年 月 日		事 項
平成 22 年度	3月4日～ 3月31日	市民意識（アンケート）調査 （対象） ・介護保険居宅サービス利用者 ・上記以外の65歳以上の方 ・吉川市内の居宅サービス利用者を担当している 介護支援専門員
平成 23 年度	7月21日	第1回介護福祉推進協議会 ・第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 進捗状況 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 策定 ・アンケート調査結果 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策 定のスケジュール
	9月28日	第2回介護福祉推進協議会 ・介護保険制度改革の内容と高齢者福祉・介護をめぐ る課題の検討 ・将来推計 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 理念および施策体系の検討
	11月16日	第3回介護福祉推進協議会 ・重点プロジェクトの選定および個別施策の検討
	12月21日	第4回介護福祉推進協議会 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画案 の検討
	12月27日 ～1月26日	パブリックコメント
	2月22日	第5回介護福祉推進協議会
	3月23日	「第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」 策定（市長決裁）

Ⅱ 吉川市介護福祉推進協議会設置要綱

平成12年8月11日制定

平成20年7月30日最終改定

(設置)

第1条 吉川市の介護保険事業及び一般福祉施策の円滑な運営を図るため、介護福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。
- (2) 介護保険事業計画を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検・分析・評価に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の策定のための提言及び助言に関すること。
- (4) 市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (6) 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項、及び第78条の4第5項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係機関の代表者
- (4) 市民又は市民団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、会長が必要と認めるとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部いきいき推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののことのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

Ⅲ 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿

(順不同)

氏名	選出母体	備考
峯尾 武巳	神奈川県立保健福祉大学	知識経験者
中村 信 ◎	吉川松伏医師会	医療関係者
戸張 英男	吉川市歯科医師会	医療関係者
矢野 義光 ○	吉川平成園	福祉関係機関の代表者
大脇 利彦	ききょう苑	福祉関係機関の代表者
中田 眞矢子	市民の代表者	市民又は市民団体の代表者
白井 美佐子	市民の代表者	市民又は市民団体の代表者

◎会長 ○副会長

委員任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日

IV 用語解説

【あ行】

・運動器

身体機能を支える骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。

・栄養改善

いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送るために食習慣の見直しをすること。

【か行】

・介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人から相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村・事業者・施設などとの連絡調整を行う。

・介護相談員

介護サービス事業所を定期的に訪問し、気軽な雰囲気の中でサービス利用者の日常的な不平・不満又は疑問を聞き、事業者と共に改善の途を探り、苦情に至る事態を未然に防ぐ。また、市民の目を通して、サービスの実態等（良い点・悪い点）を把握し、市に提言を行うことにより、介護サービスの質の向上や市の介護保険行政の円滑な運営に反映させる。

・介護相談員派遣事業

一定の研修を受けた介護相談員が、市の事業の一環として介護保健施設の訪問等を行い、利用者とサービス提供事業者との間の橋渡しを行うことによって利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつサービスの質の向上に寄与することを目的として、平成12年度に創設された事業。

・介護福祉士

介護の専門知識と技術を持つことを認定された介護福祉の専門職で、身体的または精神的な障がいがある日常生活を営むのに支障がある寝たきりの高齢者などに対する入浴・排泄・食事などの生活上必要な介護を行うほか、その家族への精神面でのフォロー、介護に関する指導を行う。

・介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。3年を1期としている。計画に定めるサービス見込み量等に基づき第1号保険料を算出する。

・介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた施設のことをいう。介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設がある。

・基本チェックリスト

25項目の簡単な質問から、心身の状態を把握するもの。生活機能が低下していて介護が必要になるおそれのある高齢者を早期に把握するための基準となる質問表。

・キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人で、所定のキャラバンメイト研修を受講し登録された方。

・協定締結事業所

吉川市要援護者見守りネットワークの趣旨に賛同し、吉川市と協定を結んだ事業所。

・ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画。

・ケアマネジメント

要介護者等に対して、適切なサービスを受けられるようにケアプラン（介護サービス計画）を作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、生活を支援すること。

・ケアマネジャー（⇒ 介護支援専門員と同じ）

・軽費老人ホーム（ケアハウス）

身寄りのない方や、家族との同居が困難な方々が低額な料金で利用することのできる老人福祉法に基づく老人福祉施設。身寄りのない方や家族がいても一緒に暮らせない事

情のある方が対象のA型と、自炊することが条件であるB型、身体機能の低下や独立して生活するのに不安がある方が対象のケアハウスの3種類があり、在宅福祉サービスを利用しながら生活することができる施設。

・ 後期高齢者

高齢者を2段階に区分する場合、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65歳以上75歳未満を前期高齢者という。

・ 口腔機能

味わう・食べる・語らう・笑うなど、非常に広い範囲で捉えられ、口の中だけではなく、笑ったり、話したりする時に使う口の周りの筋肉や唇の周りの働きも含まれる。

・ 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合。老年人口比率ともいう。

・ 高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する者から行われる虐待の行為。類型としては、①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待がある。

・ 高齢者福祉計画

高齢者福祉事業についてサービスの供給量や整備量を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。計画期間は3年を1期としている。

【さ行】

・ 作業療法士（OT）

身体に障がいがある人に対して、主に手先を使う作業療養を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいをづくりを行う専門職で、医療機関や福祉施設、介護保険施設などで働いている。

・ 参酌標準

必要とされる介護保険サービス量を推計するにあたり、国（厚生労働省）が示す、その参考とすべき数値。

・社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会で力を合わせて解決しようとする市民の福祉活動を推進することで、安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。

・シルバー人材センター

定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する公益法人で、会員は原則として60歳以上の健康な高齢者で構成する。

・GPS（ジーピーエス）

(Global Positioning System) 人工衛星から発信される情報を利用して、受信機が地球上のどこにあるのかを知ることができる仕組み。

・成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の代わりに、後見人が契約の締結を行ったり、本人が誤った判断に基づいて締結した契約を取り消したりすることで、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

・第1号被保険者

介護保険法では市町村の区域内に住所を有する65歳以上の高齢者を第1号被保険者としている。

・地域包括ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み。必要なサービスを提供するために保健・医療・福祉機関との総合的な調整を行う。

・地域サロン

家に閉じこもりがちな高齢者などが、身近な場所に気軽に外へ出て行き、仲間づくりや生きがいをづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動の場。

・地域支援事業

地域で生活する高齢者が、要支援状態・要介護状態とならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化するための事業。

・地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の3職種が連携し、「総合相談事業」「虐待の早期発見、防止等の権利擁護事業」「介護予防管理」「包括的・継続的管理」を行う中核機関。

・閉じこもり

特に病気もないのに、1日のほとんどを家の中あるいは庭先程度の家の周辺で過ごし、日常生活行動の範囲がきわめて縮小した状態で活動的な生活をしていないこと。

【な行】

・二次予防対象者（旧特定高齢者）

65歳以上で生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる介護認定を受けていない人。

・日常生活圏域

住み慣れた地域での生活を重視し、地域における介護サービスを24時間体制で受けられるよう設定された圏域。

・認知症

知能が正常に発達した後に、器質的並びに非器質的異常により持続的に低下した状態を指す。先天的異常による精神発達遅滞に伴う知的障がいや一過性の意識障がいは認知症とはいわない。成人に起こる認知（知能）障がいであり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたす状態。「痴ほう」という用語が、平成16年12月に変更された。

・認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する人。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を指す。講座で学ぶ認知症についての正しい知識、適切な対応の仕方などを、サポーター一人ひとりが日々の暮らしに生かし、自分の

できる範囲で認知症の人やその家族を応援する。また、認知症サポーターには、認知症を支援する目印としてブレスレット（オレンジリング）が配布される。

【は行】

・ バリアフリー

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障がい者が社会参加するうえで生活に支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

・ 包括的支援事業

介護予防事業の提供にかかるマネジメントの実施や総合相談、そして地域の高齢者実態把握や介護以外の生活支援サービスとの調整、また虐待の早期発見、防止などや支援困難な事例に関するケアマネジャーへの助言・ネットワークづくりなどの地域ケア支援を行う事業のことをいう。

【ま行】

・ 民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

【や行】

・ 要介護高齢者

要介護状態にある65歳以上の人。要介護状態とは、身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態のこと。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は、介護の必要度により5つに区分される。介護保険制度において、介護給付の対象となる状態。

・ 養護老人ホーム

原則として 65 歳以上の方で、生活環境上の理由や経済的な理由などにより、自宅での生活が困難な方を対象とした老人福祉法に基づく老人福祉施設。入所者が自立した生活が維持できるように生活指導を行うとともに、心身の健康保持を図ることを目的としている。

・ 要支援高齢者

要介護状態となるおそれのある状態の65歳以上の人。要支援の状態は、要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態のこと。介護保険制度において、予防給付の対象となる状態。

【ら行】

・ 理学療法士（PT）

身体に障がいのある人に対して、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などにより機能回復訓練（リハビリテーション）を行う専門職で、医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。

・ リハビリテーション（リハビリ）

身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練や療法のこと。

第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

< 発行年月 > 平成24年3月
< 編集・発行 > 吉川市
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
吉川市健康福祉部いきいき推進課
電話 048-982-5111
FAX 048-982-5513
ホームページ <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>